## 通訳ボランティア制度要綱

(目的)

第1条 この制度は、日本語を母語としない人たちへの支援の一環として、公益財団法人広島平和文化センター(以下「センター」という。)が、通訳ボランティア(以下「ボランティア」という。)を登録し、非営利的な機関・団体等への派遣などを通して、市民レベルの国際交流や国際理解の増進及び多文化共生社会の推進を図ることを目的とする。

(ボランティアの活動内容)

- 第2条 ボランティアの活動内容は、次の各号のとおり。
- (1) 広島市内の国際交流イベント、行政機関、学校

広島市内で開催される国際交流イベント等における接遇、広島市内の行政機関及び学校等での簡単な通訳にボランティアを派遣する。派遣申請者は、原則として別表に示すセンターが認める非営利的な機関、団体等に限る。

なお、行政機関及び学校等へのボランティアの派遣は、原則として月~金曜日の午前9時から午後5時までの間とし、活動時間は、原則として1回2時間程度とする。

(2) 広島観光コンベンションビューローの外国語ボランティアガイド

広島観光コンベンションビューローからの依頼に基づき、広島県内で開催される大規模国際コンベンション(宗教の普及、政治活動を目的とするものを除く)における観光情報等の提供業務等のため通訳ボランティアを派遣する。なお、活動時間は1日当たり8時間以下までとする。

(ボランティアの登録)

- 第3条 次の各号の全てを満たす者を、ボランティアとして登録する。
  - (1) この制度の趣旨を理解する者
  - (2) 広島市内もしくは近郊に居住する者
- (3) センターが実施する研修会等に参加できる者
- (4) 依頼内容に応じて比較的自由な時間のとれる者
- (5) 通訳ができるレベル(日常会話以上)の語学能力を有する者 ただし、英語で登録する場合は、実用英語技能検定準1級以上、またはTOEIC730点以上、 もしくはこれに準ずる資格や経験、能力があると認められる者に限る。
- (6) 通訳した内容について、守秘義務を順守できる者
- 2 登録の受付は、随時行う。
- 3 登録を希望する者は、所定の登録票(様式1)に必要事項を記入し、センターへ申し込む。
- 4 センターは、受付後、速やかに書類審査を行い、登録の可否を決定し、希望者に通知する。

(ボランティアの登録期間及び抹消)

第4条 ボランティアの登録期間は、登録日からその年度内までとし、毎年4月1日付け自動更 新するものとする。なお、概ね3年間隔で継続確認調査を実施する。

ただし、前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消する。

- (1) 本人から辞退の申し出があったとき
- (2)継続確認調査に回答がない、または本人と連絡が取れなくなったとき
- (3) ボランティアとしてふさわしくないと認められる事実が発生したとき

(ボランティアの派遣申請)

第5条 第2条に規定する派遣申請者は、原則として、活動日の1週間前(国際交流イベント等で5名以上のボランティアが必要な場合は2週間前)までに、センターに所定の派遣申請書(様式2)を提出しなければならない。

(ボランティアの派遣決定)

第6条 センターは派遣申請書の内容を審査し、必要であると認めた場合は、登録者の中からボランティアの選考を行い、派遣候補者を選定する。

- 2 センターは派遣候補者に依頼内容を伝え、派遣の了解を得て派遣者として決定する。
- 3 センターは派遣申請者に前項の派遣者を派遣する。

(報告書の提出)

- 第7条 派遣申請者は派遣終了後、1週間以内に実施報告書(様式3)をセンターに提出する。
- 2 ボランティアは活動終了後、1週間以内に活動報告書(様式4)をセンターに提出する。

(費用負担)

第8条 第2条第1号の活動については、実費弁償費としてセンターが1日1回の活動に対して 2,100円(税込み)を支払うものとする。ただし、国際交流イベント等へのボランティア の派遣の場合は、派遣申請者が負担するものとする。

交通費以外のボランティア活動においてかかる費用は、派遣申請者が負担するものとする。 なお、派遣申請者が負担する費用(交通費を含む)について、派遣申請者において別途設定 する額がある場合、派遣申請者はボランティアの了承を得た時のみ、それに準ずることができ る。

2 第2条第2号の活動については、交通費は1コンベンションにつき2日分までは広島観光コンベンションビューローが負担することとし、派遣日数が2日を超える場合の交通費はコンベンション主催者が負担するものとする。ただし、1日当たりの上限額は1,100円とする。

(ボランティアへの報酬)

第9条 ボランティアへの報酬は、原則として無償とする。

(委任規定)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、国際市民交流 課長が定める。

附則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年10月23日から施行する。

## 第2条(1)関係

(別表)

国の機関

地方公共団体

国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人

学校法人

幼稚園、保育園、こども園

国際交流ネットワークひろしま加盟団体

上記の他、広島市、広島市の関係機関又はセンターの実施する事業に資する多文化共生又は国際交流事業を行う非営利的な機関・団体等とし、国際市民交流課長が随時認めることとする。